

議案第50号

損害賠償の額を定めることについて

平成15年12月25日午前8時頃天理市櫛本町2929番地74先において、給水装置の破損により住宅2棟が浸水する事故があり、これに対し、今般下記の損害賠償額で市及び被害者双方が和解等をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成19年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 10,425,177円